

老齢保険（JHT）の給付金要件に関する労働大臣規則 2022 年 4 号の発行

2022 年 6 月
One Asia Lawyers Indonesia Office

日本法弁護士 馬居 光二

インドネシア法弁護士 Prisilia Sitompul

1. はじめに

本年はじめ、インドネシア労働大臣は老齢保険/Jaminan Hari Tua（「JHT」）の給付金支払に関する手続及び要件に関する労働大臣規則 2022 年 2 号（「MoM 2/2022」）を施行致しました。同規則は、従前の労働大臣規則 2015 年 19 号（「MoM 19/2015」）が定めていた JHT の給付手続及び要件を改訂することを目的として施行されました。他方で、同規則は、加入者が辞職、解雇された場合、または永久にインドネシアを離れる場合に、MoM 19/2015 においては退職後 1 ヶ月給付されるとしていた要件を、加入者が 56 歳になる年齢まで支給されないと変更するものとなっております。



上記 MoM2/2022 に対しては労働組合から強い反発がなされていたところ、本年 2 月に大統領が本規則の修正を指示しておりました。これを受けて 2022 年 4 月 26 日に新たに、老齢保険の支出に関する手続と要件に関する 2022 年労働大臣規則 2022 年 4 号（「MoM 4/2022」）が成立し、MoM 2022/2 は失効致しました。

2. JHT Program

JHT は、加入者が年金受給年齢に達したとき、死亡したとき、または後遺障害を負ったときに、加入者ないしその家族が確実に現金を受領できることも目的として、一括で支払われる給付とされております。

JHT の加入資格者は以下のとおりです。

- a. 国家機関以外の雇用主のために働く賃金労働者で、(i)企業の労働者、(ii)個人の労働者、(iii)インドネシアで少なくとも 6 ヶ月間働く外国人
- b. 非賃金受領者：(i)雇用者、(ii)雇用関係外の労働者または自営業者、および(ii)に含まれない賃金を受領しない労働者

3. MoM 19/2015、MoM2/2022 及び MoM4/2022 の相違点

本件各規則の主要な変更点は下記のとおりです。



MoM 19/2015	MoM 2/2022	MoM 4/2022
<ul style="list-style-type: none"> JHT 支給要件 		
定年に達した加入者（中途退職した者を含む）（3 条第 1 項、第 2 項）	中途退職した加入者を含む、56 歳に達した加入者（3 条及び 4 条 1 項）	「年金受給年齢に達した加入者」には、中途退職した加入者を含む。 年金受給年齢とは、雇用契約、会社規則、労働協約に定められた年金受給年齢に達すること、または 56 歳に達することをいう（6 条 1 項）。
定年前の給付		
<ul style="list-style-type: none"> 加入者が解雇又は辞職した場合の支払時期 		
給付は、下記待機期間（ <i>masa tunggu</i> ）から 1 ヶ月が経過した後支給される。 1. 該当する雇用主からの退職通知書の発行日 2. 加入者が解雇された日（第 5 条 1 項）	加入者が 56 歳に達した時点（第 5 条）	MoM 19/2015 と同様（第 8 条）
<ul style="list-style-type: none"> インドネシアを永久に離れた外国籍の加入者 		
詳細は規則内に規定されていない	加入者が永久にインドネシアを離れる場合（第 6 条）	MoM 2/2022 と同様（Article 12）

後遺障害を負った者および死亡した者に対する老齢保障給付の支給要件は、MoM 4/2022 においても特段変更はありません。

4. その他の規定

MoM 4/2022 は、上記の支給年に関する規定に加えて、加入者やその家族による提出書類の簡素化、オンラインでの申請や BPJS における手続期間の明確化等も規定されております。

5. 結論

MoM 4/2022 について、労働大臣は、本規則は大統領の指示を受けたものであると同時に、JHT 給付の請求手続の簡素化及び利便性を望む労働者の願望に配慮したものであると述べております。

上記のように、MoM 4/2022 は、加入者が中途退職した場合に、56 歳まで待たずに JHT の支給を受けられるようにするとともに、請求書類の簡素化やオンラインでの請求を可能としております。

本規則は、インドネシアで営業を行う多くの日系企業にとっても重要な改正であるところ、内容について十分に検討することが推奨されます。



◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 各国の法律に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 法務特化型の法律事務所です。当事務所メンバーは、日本および ASEAN 各国の法律実務に精通した専門家で構成されています。日本および ASEAN 各国にオフィス・メンバーファームを構えることにより、日本を含めた各オフィスから ASEAN 各国の法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。

本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

info@oneasia.legal



馬居 光二

One Asia Lawyers Indonesia Office 代表

日本法弁護士

日本国内の法律事務所において6年間、各種企業法務に携わる一方で、一般民事、家事・相続、倒産、刑事それぞれについても国際案件を経験。2018年に Singapore Management University に留学し、アジアのビジネス及び金融法を学んだ後、2020年より One Asia に参画。現在は最新の規制・法令の改正を踏まえた企業進出戦略の策定、リーガルフォロー、進出後の契約・労務・法務・各種コンプライアンス・紛争発生時の対応等についてアドバイスを提供している。

koji.umai@oneasia.legal



ONE ASIA LAWYERS インドネシア法弁護士

Prisia Sitompul(プリシリア シトンプル)

One Asia Lawyers Indonesia Office 代表

インドネシアのエネルギーおよび天然資源の法務部門にてインハウスカウンセラーとして6年以上従事し、様々なエネルギーおよび天然資源に関連する法務業務に携わる。英国アバディーン大学大学院修士課程修了（石油・ガス法）。

One Asia Lawyers 東京オフィスに入所後は、インドネシア法弁護士として、インドネシアに展開する日本企業に対し、インドネシア法に関するリサーチ、契約書レビューなどの様々なリーガルサポートを提供する。また、日本に投資を行うインドネシア企業に対するサポートも行っている。

sitompul.prisia@oneasia.legal